

第8章 手続の経過の概要及び問い合わせ先

8.1 手続の経過の概要

本事業に係る環境影響評価(配慮書)の手続きは、札幌市環境影響評価条例第6条の3から10に基づき実施する。

本事業においては、「配慮書の案」は作成していないため、本配慮書をもって手続きの開始とする。

8.2 問い合わせ先

【問い合わせ先】

〈札幌市〉

- ・ 名 称：札幌市 まちづくり政策局 政策企画部
都心まちづくり推進室 札幌駅交流拠点推進担当課
- ・ 所在地：札幌市中央区北1条西2丁目
- ・ 電 話：011-211-2692

〈事業者〉

- ・ 名 称：札幌駅南口北4西3地区市街地再開発準備組合
- ・ 所在地：札幌市北区北6条西5丁目1-22
- ・ 電 話：03-6380-1542(事務局：株式会社ヨドバシホールディングス 本社代表番号)

【環境影響評価を受託した者】

- ・ 名 称：株式会社日本設計
- ・ 所在地：本 社 東京都新宿区西新宿2丁目1-1
札幌支社 札幌市中央区北一条西5丁目2-9